

2014年5月23日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

宮城県生活協同組合連合会
会長理事 齋藤 昭子

平和憲法の基本理念に反する集団的自衛権の行使容認に強く反対します

首相は私的に設置した有識者懇談会の報告を受けて、5月15日の会見で、「限定的に集団的自衛権の行使を容認することを視野に検討をすすめ、与党協議に入り、閣議決定を目指す考え」を表明しました。

集団的自衛権の行使を容認することは、日本が攻撃されていないにもかかわらず他国へ武力行使を行うこととなり、たとえ限定的なものであったとしても、戦争をしない平和国家をめざす日本国憲法および国の在り方を根本から変えるものです。

さらに、このような憲法の基本的な原理に関する変更を、国民的な議論を尽くさないまま、時の内閣の判断により憲法解釈の変更というかたちですすめようとしていることは立憲主義に反するものであり、認めることはできません。

戦後の日本は、先の大戦の苦い経験と反省の上に立ち、現行憲法のもとで平和憲法を掲げ、幾度に渡る国際紛争が生じた際も、対話による平和外交を通じて解決に努め、国際社会の一員として高い評価も得てきました。今日の東アジア等の緊張関係の高まる国際的な諸問題に対しても、平和憲法の基本理念を貫くことで問題を解決すべきと考えます。

私たち生活協同組合は、過去の戦争の体験から「平和とよりよき生活のために」をスローガンにかかげ、組合員が安心して暮らし続けられる平和で持続可能な社会をめざしてきました。憲法9条をはじめとした平和憲法の基本理念は守られるべきと考えています。憲法9条の解釈を変えて、集団的自衛権の行使を容認していくことに強く反対します。

以上